

鎌ヶ谷市AEDマップ

救急救命推進証交付事業所

【交付要件】

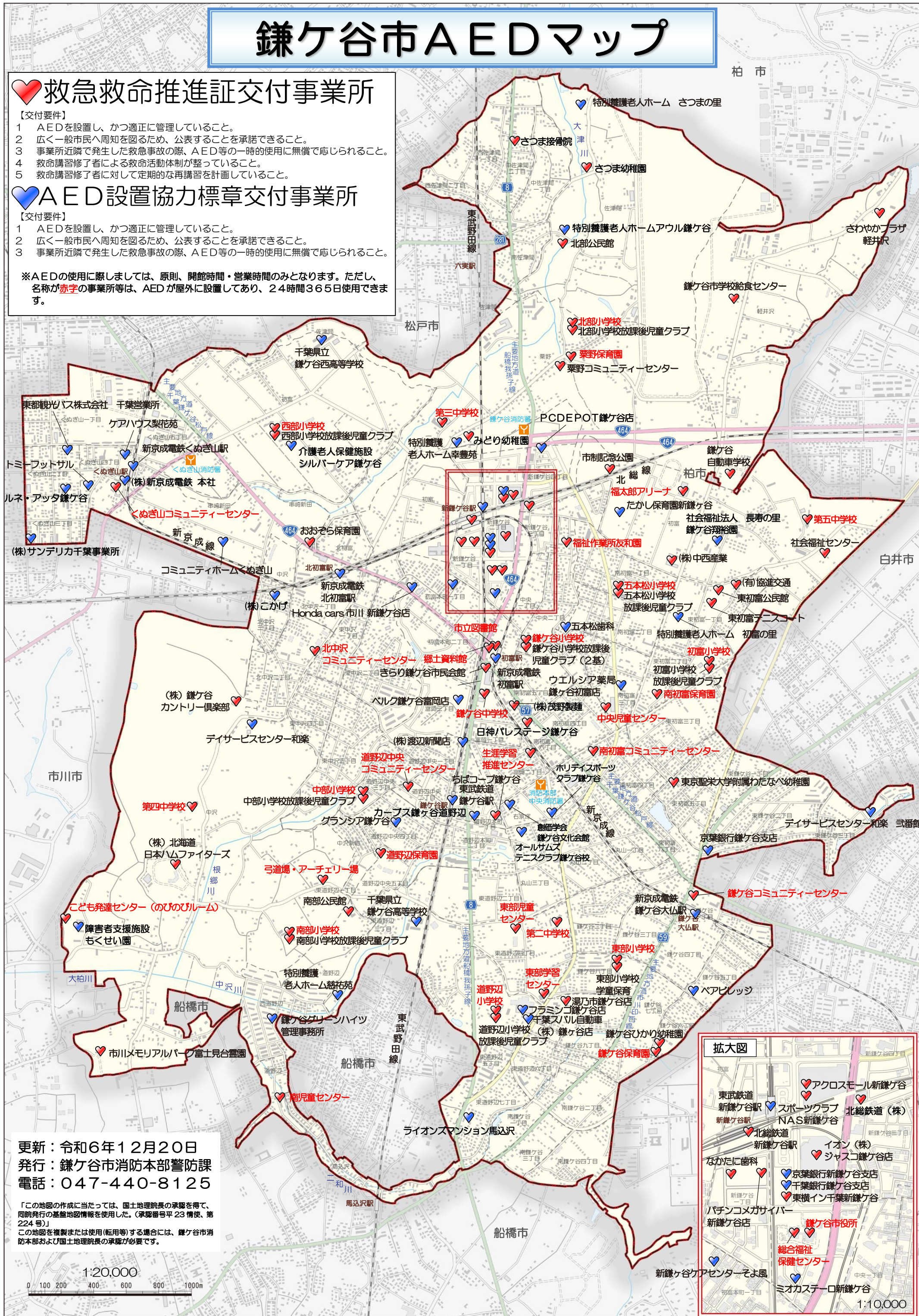
- 1 AEDを設置し、かつ適正に管理していること。
- 2 広く一般市民へ周知を図るため、公表することを承諾できること。
- 3 事業所近隣で発生した救急事故の際、AED等の一時的使用に無償で応じられること。
- 4 救命講習修了者による救命活動体制が整っていること。
- 5 救命講習修了者に対して定期的な再講習を計画していること。

AED設置協力標章交付事業所

【交付要件】

- 1 AEDを設置し、かつ適正に管理していること。
- 2 広く一般市民へ周知を図るため、公表することを承諾できること。
- 3 事業所近隣で発生した救急事故の際、AED等の一時的使用に無償で応じられること。

※AEDの使用に際しましては、原則、開館時間・営業時間のみとなります。ただし、名称が**赤字**の事業所等は、AEDが屋外に設置しており、24時間365日使用できます。



更新：令和6年12月20日
発行：鎌ヶ谷市消防本部警防課
電話：047-440-8125

「この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院長発行の基礎地図情報を使用した。(承認番号 23 情使、第 224 号)」
この地図を複製または使用(転用等)する場合には、鎌ヶ谷市消防本部および国土地理院長の承認が必要です。

1:20,000

0 100 200 400 600 800 1000m